

学校いじめ防止基本方針

～ わたしたちは いじめを しない させない 見逃さない ～



令和7年4月

高島市立新旭南小学校

目 次

I	いじめ対策の基本的な考え方	1
1	はじめに	
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3	いじめの定義（法第2条より）	
4	いじめの認知	
II	学校における施策	3
1	学校の基本的施策	
2	学校の取組（別添1）	
3	いじめの防止等の対策のための組織（別添2）	
4	行動計画および年間計画（別添3）	
5	重大な事態への対処	
6	学校いじめ防止基本方針の点検と見直し	
	（別添1）学校の取組	4
1	学校の取組	
	（1）教職員が一丸となって取り組む学校づくり	
	（2）いじめの防止と早期発見	
	（3）いじめへの対処	
	（4）職員研修の充実	
2	家庭との連携	
	（1）保護者と学校が一体となった学校づくり	
	（2）いじめへの対応	
	（3）PTAや夢の会の活動の促進	
3	地域との連携	
	（1）学校運営協議会委員との連携	
	（2）地域への働きかけ	
4	その他	
	（1）インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策	
	（2）学校相互間の連携協力	
	（別添2）いじめの防止等の対策のための組織	7
	（別添3）行動計画および年間計画	9

I いじめ対策の基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、高島市立新旭南小学校の全ての児童の尊厳を保持するとともに、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめ問題の克服を目的に、いじめ防止対策推進法第13条（以下、「法」という。）の規定に基づき策定するものである。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることから、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目的として行われるものである。

また、この対策は全ての児童がいじめを行ったり、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置したりすることがないように、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることをも目的として行われるものである。

いじめの問題については、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であり、国、県、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

4 いじめの認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの未然防止・早期発見・実態把握に取り組む。

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」を活用していじめの認知を行う。組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携で取り組む。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛に至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止対策委員会」へ速やかに報告するとともに、適切な方針について検討することは必要となる。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

II 学校における施策

1 学校の基本的施策

学校の基本的施策として、①道徳教育及び体験活動等の充実、②未然防止の取組や早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等の施策に取り組むこととする。

また、個別のいじめへの対処については、①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援、③いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言等の措置を行うこととする。いじめが触法行為として取り扱われるべきものであると認められるときには、早期に市や児童相談所、警察に通報・相談し、連携して対処するものとする。

2 学校の取組（別添1参照）

学校は、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

3 いじめの防止等の対策のための組織（別添2参照）

学校は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校におけるいじめの未然防止の取組、早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、その中心的な役割を担う常設の組織「いじめ防止対策委員会」を置くこととする。

4 行動計画および年間計画（別添3参照）

学校におけるいじめの未然防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、行動計画及び年間計画を作成、推進することとする。

また、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

5 重大な事態への対処

学校は、重大事態（法28条）が発生した際の対処については、市教育委員会へ報告した上で、事実関係を明確にするための調査や、法や国の基本方針に基づいた対処を行うこととする。

6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止対策基本方針が、学校の実情に即して機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

(別添1) 学校の取組

1 学校の取組

(1) 教職員が一丸となって取り組む学校づくり

①正義感や人権尊重の意識等の育成

全教職員が、それぞれの指導場面で好機を逸せず、毅然とした態度で指導し、児童の正義感や人権尊重の意識等を育成する。

②わかる授業、魅力ある授業の創造

わかる授業、子どもと子どもをつなぐ魅力ある授業を通して「自己決定力」「自己存在感」「共感的人間関係」を育む。

③道徳教育・人権教育や特別活動の充実

道徳教育を充実させ、「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」などの心情を育む。また、特別活動の充実を図り、「いじめを見抜き、正しく対処する力」（インターネット上のいじめへの対処を含む）や「豊かな人間関係を育む力」を育成する。

④認め合い、相談できる「聴き合う」集団づくり

一人ひとりの違いを認め合い、悩んだときに友だちに相談できる雰囲気になった、「聴き合う」学級や集団づくりに努める。

⑤児童との信頼関係づくり

児童が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から信頼関係づくりに努める。

⑥児童による主体的な活動の展開

道徳科の授業はもとより学級活動や児童会活動等において、児童自らがいじめの問題について考え、議論する活動や、いじめ対策にかかる集会やいじめ根絶強調週間を設けるなどして、子ども同士が支え合う児童生徒の主体的な活動の場を設定し、適切な指導助言を行う。

※マイクラス・スローガンによる安心・安全な教室づくり

(2) いじめの未然防止と早期発見

①些細な変化を見逃さない取組

児童の些細な変化を見逃さないように休み時間や放課後等に校舎内を巡回し、挨拶や声かけを積極的に行うなど、児童とのふれあいに努める。

②児童へのアンケートの実施

児童・保護者双方にいじめに関するアンケートを学期に1回は実施し、いじめをはじめとする児童の悩みや訴えを早期に把握する。児童の実態に応じて、アンケートの調査項目、実施時期、実施方法等を工夫し、児童の実態の把握に努める。

③教育相談の実施

教育相談を定期的に行い、いじめをはじめとする悩みや課題を児童の心情に寄り添い共感的な理解に努める。また、担任だけでなく多くの教職員が関われるような教育相談の工夫を行う。

④情報交換会等の実施

全教職員が児童の些細な変化や悩みについて情報を共有できるよう、毎週月曜日に情報交換会を行うとともに、教務部会を定期的に行い、情報の整理と組織的な指導、支援を進める。

(3) いじめへの対処

①全教職員による情報共有

日頃から「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備する。

②全教職員による組織的な対応

いじめが疑われる事案に気づいた際は、担任や特定の教職員が一人で対応しようとせず、直ちに事案に係る情報の全てを「いじめ防止対策委員会」に報告するとともに、委員会で速やかに方針を決定し、組織的に対応する。

③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育委員会、各関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育委員会、各関係機関との連携を密に図り、いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決および事後のケアに取り組む。

(4) いじめの解消

国のいじめ防止基本方針にもあるように、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」であるかどうかは、少なくとも次の2つの要件が満たされているかを確認することにより判断する。

- i) いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。
- ii) いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

なお、いじめが解消できている状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童および加害児童を日常的に注意深く見守る。

(5) 職員研修の充実

①指導力の向上

児童や保護者、地域から信頼される教師を目指し、県や市が主催する研修会に参加するなど自ら積極的に研修を積み重ねることで、指導力の向上を図る。

②校内研修の充実

児童や保護者の思いや気持ちを受け止め、十分に理解するための教育相談や生徒指導の研修、いじめの定義の周知徹底をはじめとしたいじめに関する職員研修会を実施する。

2. 家庭との連携

(1) 保護者と学校が一体となった学校づくり

学校の取組や児童の様子を今まで以上に学校便りや学年通信等で情報発信を行い、保護者との協力関係を深めて、家庭と学校が一体となった学校づくりを進める。

(2) 保護者との協力

保護者アンケートを実施するなど、保護者との連絡をより密にして、児童の些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力し合いながらいじめの未然防止、早期発見に取り組む。

(3) P T Aや夢の会活動の促進

P T Aや夢の会の活動で、「いじめの未然防止」等生徒指導に関する研修会を実施するなど教職員と保護者、地域が児童の様々な課題（インターネット上のいじめを含む）等に対して、共通認識をもてるように取り組む。

3. 地域との連携

(1) 学校運営協議会との連携

校長が学校運営全般について意見を聞くことができる学校運営協議会に対して、いじめ対策にかかる取組状況を積極的に相談し、幅広い意見を聞き学校の取組内容を確認する。

(2) 地域への働きかけ

学校の取組や子どもの様子を学校便り等で積極的に地域へ情報発信を行い、児童に関する課題について、理解と協力を求める。

4. その他

(1) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ・日々、その機能が発展しつつあるスマートフォンや携帯電話、ゲーム機などの状況や SNS に代表される各種アプリケーションの利用に伴う犯罪、被害等が生じているという生徒指導上の課題について、定期的に職員研修を行い、児童を取り巻く環境と現状把握に努める。
- ・学級活動や道徳の時間を使って、児童に正しい知識を与えるとともに、人権の尊重、自ら考え正しく判断して行動できるための、現状に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・本校の P T A や夢の会と協力し、誰にでも起こり得るものであることへの理解を深め、インターネット等の危険性を知り、安全に使用する力を育てていくための啓発の場（研修会）を設定する。
- ・市から貸与されているタブレット端末の使い方やルールについて、定期的に児童と確認し、必要に応じて指導を行う。

(2) 学校園相互間の連携協力体制の整備

中学校やこども園と情報交換や交流学习を行う。

(別添2) いじめの防止等の対策のための組織

1. 組織の設置

いじめの防止等の対策のための組織として、「高島市立新旭南小学校 いじめ防止対策委員会」(以下、「いじめ防止対策委員会」)を校内に設置する。

2. 委員会の構成

(1) いじめ防止に関する措置を実効的・組織的に行うために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、その他関係職員により「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加え、実効的ないじめの防止等の対策に取り組む。また、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応できるよう、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながりや同僚性の向上を図る。

※「重大事態の調査」のための組織の母体ともなる場合もある。

学校が調査主体の場合、市教育委員会の指導・助言のもと、「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

3. 設置の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画等の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施
- ・いじめの解消に関すること
- ・学校の基本方針の策定や見直しや取組状況のチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルで検証
- ・いじめ防止に係る校内研修の実施

令和7年度ストップいじめ行動計画

わたしたちは、いじめをしない させない 見逃さない

教 員

いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます

- 年間を通じて、いじめのない学級づくりに取り組みます。
- 「できる」、「わかる」、「興味をもてる」、よろこびが感じられる授業づくりに取り組みます。
- 児童一人ひとりの思いや考えを聴き合う場、認め合う場と響き合う場を大切にします。
(学習活動、朝・帰りの会、学級活動、集会活動等)
- 気持ちのよいあいさつのできる学校づくりに取り組みます。

未然防止と早期発見に努めます

- 子どもの思いを聞くアンケートや保護者アンケートを各学期に実施し、児童理解に努めます。
児童・保護者対象いじめアンケート【6月、10月、2月】
※毎学期、児童全員に個別面談を実施 教育相談週間の設定
- 児童の些細な変化を見逃さないようにするため、朝やそうじの時間等に児童へきめ細やかな声かけを積極的に行います。(登校時の声かけ、朝、休み時間、そうじの時間の校内見回り、欠席者の確認)
- 毎週月曜日、「情報交流会」を持ち、各学年の児童の様子について共通理解する場をもちます。
- インターネット等を通じて行われるいじめに対応するため、モラル教育や啓発活動を実施します。

職員研修の充実を図ります

- 学期に1回のアンケート実施後、学年の枠を超え、複数の教員でアンケート分析会を行い、児童理解を深めます。
- 児童の思いや気持ちを理解するための校内研修を積み上げます。(事例研究や専門家を講師に招くなど)
- 人権感覚を磨き、指導力を高めるため、校外への研修会に参加します。

指導体制の強化に努めます

- いじめ防止対策委員会を常設し、いじめの防止や早期発見に努めると同時に、いじめ、またはそれと疑わしい事案が起こった際には緊急会議を開き、事案の解消に向けて組織的に対応します。
- 担任と支援員等が連携して指導に当たり、複数で学習指導、生活指導を行います。
- 園小中と一貫した指導体制を充実します。

説明責任を果たします

- 年度当初に『ストップいじめ行動計画』について公開する場をもちます。
(学校ホームページ等で)
- いじめ、またはそれと疑わしい事案が起こった際には、保護者と話し合う場を持ち、解決に向けて取り組みます。

こども

保護者

いじめのない楽しい学校をつくります

- 児童会で学校をよくするための運動を考え、全校で取り組みます。
- 「マイクラス・スローガン」をつくったり、人権集会の充実を努めます。
- たてわり活動、クラブ活動、委員会活動を通して、いろいろな学年の人と仲良くします。

学級活動などに意欲的に取り組みます

- 係活動、当番活動に責任をもって意欲的に取り組み、一人ひとりが活躍できるようにします。
- 一人ひとりが楽しくすごせる「みんな遊び」を工夫します。
- 「マイクラス・スローガン」の達成に向けて、みんなで話し合います。

先生や保護者の話を素直に聞きます

- 話を聞くときのマナーを守ります。
・顔を見て ・最後までしっかり ・返事をする
- 注意されたことに対して自分の行動を振り返ることができるようになります。

子どもを見守り、向き合います

- 子どもが安心して話せる、愛されていると実感できる温かい家庭をつくります。
- 食事や家読の時間等に、子どもに語り、親子で話し合ったりする時間を作ります。
- 子どもの手本となるように、自分自身の言動を正していきます。

PTAや夢の会の活動を促進します

- PTA研修を充実し、親が子どもを理解するために学んだり、情報交流したりする場をもちます。
- 湖西中学校区の園小中の親同士が繋がる機会があれば、参加します。
- PTAや夢の会の活動に積極的に参加し、家庭や地域に発信し、地域ぐるみで子育てを進めます。

学校と協力し解決にあたります

- 気軽に学校に相談します。
- 学校と協力して問題解決にあたります。

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・夢の会・地域の取組や活動
4月	<input type="checkbox"/> 情報交換、指導記録の引き継ぎ 【職員会議・学年会・園小連絡会・小中連絡会】 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会の設置 <input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解 【職員会議】 <input type="checkbox"/> 学級開き、人間関係作り、学級のルール、組織作り【学級活動】 <input type="checkbox"/> いじめ撲滅に向けた「マイクラス・スローガン」の作成【学級活動】	◇スクールガード・安全リーダーとの対面式 ◇学校経営方針および学校・地域連携カリキュラムについて【学校運営協議会】
5月	<input type="checkbox"/> 特別支援が必要な児童に係る事例研修会【校内研修】 <input type="checkbox"/> たてわり活動による異年齢交流【たてわり活動】	△家庭や地域の取組に関する協議 【地区別懇談会】 ◇授業参観と情報交換【学校運営協議会】
6月	<input type="checkbox"/> 第1回いじめアンケート・教育相談週間、保護者アンケート、アンケート分析会 <input type="checkbox"/> 「マイクラス・スローガン」について（振り返り及び今後の取り組みについて）【学級活動】 <input type="checkbox"/> いじめの未然防止の取組の総括	◇湖西中学校区 合同引き渡し訓練【各校園】 ◇児童の情報共有【民生児童委員懇談会】
7月	<input type="checkbox"/> 市人権教育研究大会への参加【職員研修】 <input type="checkbox"/> 仲間づくりや集団づくりに関する研修【校内研修】	△◇市人権教育研究大会への参加
8月	<input type="checkbox"/> 児童理解と支援体制や指導に関する職員研修 【校内研修】 <input type="checkbox"/> 園小連携に関する職員研修【校内研修 園小中一貫教育全体会】	
9月	<input type="checkbox"/> 「マイクラス・スローガン」について（振り返り及び今後の取組について）【学級活動】	◇全国学力学習状況調査の考察【学校運営協議会】
10月	<input checked="" type="checkbox"/> いのちについて考える【いのちの日】 <input type="checkbox"/> 運動会を通じた集団作り、人間関係作り【運動会】 <input type="checkbox"/> 特別支援が必要な児童に係る事例研修会【校内研修】 <input type="checkbox"/> 第2回いじめアンケート・教育相談週間、保護者アンケート、アンケート分析会	△ <input type="checkbox"/> 命に関する研修【いのちの日】 △授業や休み時間の過ごし方等の参観【いのちの日】 △◇運動会への参加・参観 ◇児童の情報共有【民生児童委員懇談会】
11月	<input checked="" type="checkbox"/> 人権尊重月間（ニコニコ週間）の取組 <input type="checkbox"/> 人権意識啓発のための学習、映画会等【学級活動・道徳】 <input type="checkbox"/> 県人権教育研究大会への参加【職員研修】	△授業や休み時間の過ごし方等の参観 【学習参観日】 ◇人権学習の取組や地域連携カリキュラムの意見交換【学校運営協議会】 △◇県人権教育研究大会への参加
12月	<input type="checkbox"/> 児童や保護者の意見集約【学校評価】 <input type="checkbox"/> 職員による学校評価 ・「ニコニコ人権集会」での「マイクラス・スローガン」や人権学習および学年での取組の発表【児童集会】	
1月	<input type="checkbox"/> 「マイクラス・スローガン」について（振り返り及び今後の取組について）【学級活動】 <input checked="" type="checkbox"/> 学校評価をもとに1年間の反省と今後の取組についての協議【次年度構想会議】	
2月	<input type="checkbox"/> 第3回いじめアンケート・教育相談週間、保護者アンケート、アンケート分析会 <input checked="" type="checkbox"/> 次年度へ向けての提言（2月～3月）【次年度構想会議】 <input checked="" type="checkbox"/> 次年度のいじめ防止基本方針の検討	△授業や休み時間の過ごし方等の参観 【学習参観日】 ◇学校関係者評価と次年度の経営方針 【学校運営協議会】
3月	<input type="checkbox"/> 園保育の参観と情報交換、指導記録の引き継ぎ【園小連絡会】 <input type="checkbox"/> 中学校との情報交換と指導記録の引き継ぎ【小中連絡会】	
年間を通して	<input checked="" type="checkbox"/> 子どもの情報交換【毎週月曜】 <input type="checkbox"/> OJT研修による自己研鑽【月1】 <input type="checkbox"/> 子どものふりかえりアンケート、ふれあいタイムの実施 <input type="checkbox"/> 始業前の校内巡回とあいさつの声かけ【毎日】 <input type="checkbox"/> 始業前、休み時間、そうじ時間の校内巡回と児童への声かけ【毎日】 <input checked="" type="checkbox"/> 学年部会（情報交流会） 各学年部で児童の様子について情報交流し、生徒指導担当に報告。共通理解が必要な内容は毎週月曜の職員打ち合わせで報告。【毎週】 <input checked="" type="checkbox"/> 教務部会 全校児童の様子について管理職を含め情報交流【定期】 <input checked="" type="checkbox"/> ケース会議（校長・教頭・生徒指導主任・教育相談主任・担任・養護教諭・特支支援員）【必要に応じて随時開催】 <input type="checkbox"/> 「学校いじめ防止基本方針」の公開【学校HP等】 <input type="checkbox"/> 園小中各校園の生徒指導、教育相談面の情報交流 【湖西中学校区 園小中高一貫教育全体会 年間3回開催】 <input type="checkbox"/> クラブ活動、委員会活動による異年齢交流【児童会活動】 <input type="checkbox"/> 児童会および高学年によるあいさつ運動や生活目標の設定【年間】	△PTAによる交通立ち番【月2回】 ◇スクールガード、地域学校協働連携本部「夢の会」等による見守りとあいさつの声かけ【毎日】 ◇学校地域連携カリキュラムに沿ったボランティアの方々の学習支援活動と参画【年間随時】 ◇「夢の会サポート会議」の定例化 【毎月第1木曜日】 ◇「夢の会といっしょ」の取組【月1回】 ◇地域の人材活用（人権教育・キャリア教育・先人の生き方に学ぶ）【年間通じて】

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動
 （特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける）